

公募

令和 8 年 6 月 24 日

全国健康保険協会福岡支部
支部長 兼重 正幸

全国健康保険協会管掌健康保険

「令和 8 年度被保険者に対する巡回健診における特定保健指導の遠隔面談分割実施のための事務補助等業務委託」の委託機関の募集について

1. 委託業務概要

被保険者に対する特定保健指導の実施のため、検診車における生活習慣病予防健診の当日に実施する特定保健指導の遠隔面談実施のための事務補助等に係る業務について、委託機関を募集します。主な業務内容は、健診会場で特定保健指導対象者へ行う遠隔面談の実施場所に誘導する業務となります。

2. 契約期間

全国健康保険協会福岡支部長と委託条件を満たした機関との間に「令和 8 年度被保険者に対する巡回健診における特定保健指導の遠隔面談分割実施のための事務補助等業務委託」を締結します。

契約期間は、契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日までとします。

なお、業務委託期間（実施期間）については契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日までとします。

3. 選定基準

下記の委託条件をすべて満たしていること。また、仕様書等に基づき提出された資料等について、内容審査を行い、受託者を決定します。

(1) 委託条件

- ア. 全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱に基づく健診の実施機関であること。
- イ. 全国健康保険協会福岡支部と特定保健指導業務委託の契約を締結しており、なおかつ特定保健指導初回面談実施率が現状 1 割に満たない機関であること。
- ウ. 検診車を保有していること。
- エ. 令和 8 年度における生活習慣病予防健診実施者数が 10,000 人を超過する見込みであること。
- オ. 検診車における健診の当日に特定保健指導を実施する保健指導者を確保できない現状にあるが、今後は巡回健診における自前での当日初回面談を検討していること。
- カ. 契約締結日から起算して、前 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受

けていないこと又は前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。

- キ. 会社更生法（平成14年法律第154号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。
 - ク. 民事再生法（平成11年法律第225号）上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。
 - ケ. 社会保険料の納付状況が良好であること。また、保険医療機関の場合は保険診療が適切に行われていること。
 - コ. 個人情報の管理は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等関連法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底していること。
- (2) 受託機関は、業務に係る利用者本人の自己負担を求めてはならない。

4. 提出書類

- (1) 受託申請書
- (2) 従事者名簿
- (3) 見積書兼計画書

5. 受付期間

令和8年6月24日（水）から令和8年7月15日（水）12:00まで

6. 提出・問い合わせ先

〒812-8670 福岡市博多区博多駅東1丁目17番1号

コネクトスクエア博多8階

全国健康保険協会福岡支部 保健グループ（担当）児玉・丸木

電話 092-477-7250（FAXでの提出は不可）

7. その他

- (1) 提出された書類一式は、返却しませんのでご了承ください。
- (2) 本事業応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用はすべて受託者の負担とします。
- (3) 提出された書類を審査後、結果等につきましては、令和8年8月中旬までに個別にご連絡します。

以上